

令和3年度 さいたま市立大戸小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止、早期発見に取り組むとともにいじめの事実を確認した時には、適切かつ迅速に対応する義務を有する。「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、全ての児童に関係する問題であるという認識に立って、いじめの問題に取り組んでいかなければならない。また、いじめられた児童の立場に立ち、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いを尊重し合える態度や人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等にも着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。さらに、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。あわせて、地域、家庭と一体となって、問題に取り組む姿勢が必要である。

さいたま市立大戸小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期発見に向けて、該当児童の安全を確保するとともに関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

※ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、自治会長、PTA会長、PTA執行部、後援会長、後援会委員、民生委員、主任児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー ※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 役割 学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- ・いじめの情報があった時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 大戸小学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正
- ・ いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施
- ・ 学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCA サイクル）

(4) 開催

- ア 定例会 各学期 1 回程度開催 学校評議委員会開催後 2 回（評議委員重複メンバー）
木曜 6 校時開催 1 回（オールメンバー＋学年主任）（2 月 3 日）
- イ 校内委員会 生徒指導委員会と兼ねて開催（生徒指導委員会メンバー）
- ウ 臨時部会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

(5) 内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめ問題を自分たちの問題と受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 児童会長、児童副会長、児童会書記、計画委員会
- (3) 開催 ア 6 月のいじめ撲滅強化月間に合わせて実施
イ 「さいたま市子ども会議」に合わせて実施
ウ 臨時会（必要に応じてメンバーを招集する）
- (4) 内容
ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
イ 話し合いの結果を学校に提言する。
ウ 提言した取組を推進する。
エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、各学級の代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳主任を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 授業参観等で道徳の授業を保護者や地域に公開を通して、「心の教育」の大切さについての情報発信と意識啓発を行う。(年間1回は保護者に公開する)

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要綱に基づき、各学校の児童生徒の実態に応じて、以下すべての内容に取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開(児童朝会、学級スローガンづくりなど)
 - ・校長等による講話(①いじめの問題に対する学校の姿勢や対応について、②いじめ対策委員会の組織や活動について)
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導(校務用端末→04 学校教育部 指導2課→01 生徒指導対策係→05 いじめ防止指導事例集)
 - ・学校だよりやPTA広報紙による家庭や地域への啓発活動
 - ・学校独自の簡易アンケートの実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 各学期の初めに「構成的グループカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人とかかわる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることでいじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 なかよしふれあいタイム（縦割り活動）を通して

- (1) 学校生活の充実と向上を目指して、協力して助け合って異学年の友だちと活動する楽しさを味わうことができるようにする。
- (2) 児童が異学年の活動を通して、集団への所属感を深めて、心豊かな人間関係を築くようにする。
 - 「なかよしふれあいタイム」（縦割り活動）今年度は活動しない予定

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられている本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
 - 授業の実施
- | | |
|-----|------|
| 1年生 | 6月予定 |
| 2年生 | 6月予定 |
| 3年生 | 6月予定 |
| 4年生 | 6月予定 |
| 5年生 | 6月予定 |
| 6年生 | 6月予定 |

6 メディアリテラシー教育を通して

- (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施
 - 児童が情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
 - 「携帯・インターネット安全教室」の実施
 - 5年 9月1日（児童と保護者が共に学ぶ機会とする。）
 - 「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である」ことを、児童生徒に理解させる。

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

（1）早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

（2）健康観察 一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底 等

（3）授業中 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている 等

（4）休み時間 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等

（5）給食 班から離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等

（6）登下校指導 独りぼっち、荷物を持たせられる 等

- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

（1）アンケートの実施 4月、9月、1月（年3回）

（2）アンケートの結果 学年、学校全体で共有する。

（3）アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。

面談した児童について、学年・学校全体で共有する。その際、市教委から配付されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」か記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

（1）簡易アンケートを毎月実施し（4，9，1月は心と生活のアンケートに代える。12月は「大戸小アンケート」に代える。）いじめの早期発見に努めるとともに、「いじめに係る状況調査」に反映させる。（※低学年は、4，9，1月に、簡易アンケート実施。）

（2）いじめを認知した時には「いじめに係る対応の手引き」に基づいて対応する。

4 教育相談日の実施

（1）年6回、教育相談日を設定し、保護者からの相談を積極的に受ける。

（2）6月、12月の2回、個人面談を行う。

（3）保護者が相談をできる体制づくりに努める。

- ①児童に気になることがあるときには、学級担任がすぐに家庭に連絡していく体制を確立する。

②保護者が相談をしやすいように、さわやか相談員、スクールカウンセラーの来校日を保護者に知らせ、連携をとりやすいようにする。また、関係中学校の「さわやか相談室」の電話番号を知らせ、保護者が学校を通さずに直接相談できる体制も整える。

③与野南中学校の「さわやか相談室だより」を配付する。

(4) 児童が相談をできる体制づくりに努める。

①職員室前と保健室前に相談の申し込み用紙を置き、相談の予約を受け付ける。

②相談したい教職員を児童が指名する。

5 保護者アンケートの実施

○アンケートの実施 11月 (年1回)

「大戸小アンケート」を実施する。

いじめの早期発見に係わる項目

・お子さんは、学校へ行くのが楽しいと言っている。

・お子さんは、友だちと仲よくしている。

6 地域からの情報収集

(1) 学校評議員・学校関係者評価委員会 (年2回開催 6月17日・2月3日)

(2) 民生委員・主任児童員連絡会 (年1回開催 9月〇日)

(3) 防犯ボランティア連絡会 (年2回開催 6月〇日・3月〇日)

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

○校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭は、校長の命を受け、組織的対応の要として教職員を指導する。

○教務主任は、校長の命を受け、関係教職員の連絡・調整を行う。

○担任は、事実の確認のため情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年主任は、担当する学年の児童の情報収集をする。

担当する学年の情報共有を行う。

校長(教頭)に報告する。

○学年担当は、担当する学年の児童の情報収集をする。(できるだけ複数で情報収集する)

学年主任に報告する。

○生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。

児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。

- 教育相談主任は、保護者からの相談に応じて、外部機関と連絡調整をする。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。校内、校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 養護教諭は、欠席や遅刻の状況、保健室来室の有無等の情報収集を行う。
- スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子を把握し、異変を感じた時は直ちに学校に連絡する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
 - ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。
- ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断
 - <学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の確認（4月1日 職員会議）
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」の修正（3月5日 生徒指導・教育相談部会）

2 校内研修

- (1) 「子どもを知り合う会 1」（6月17日 研修）
- (2) 「生徒指導・教育相談に係る研修」（「生徒指導リーフ増刊号」を併用）
「ネットいじめ」に係る研修、校長講話・生徒指導研究協議会報告（8月予定 研修）
- (3) 「人権研修（外部の専門家を招いての講話を含む）」（7月予定 研修）
- (4) 「子どもを知り合う会 2」（2月17日 研修）
- (5) 年間を通して「児童一人ひとりのよさを生かした指導法の工夫改善に関する研究」の充実に向けて、研究授業を行う。（5月～2月 研修）

Ⅹ PDCAサイクル

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う時期：各学期末（7月9日・12月23日・3月11日）とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：11月（学校評価と兼ねる）
 - (2) いじめ対策委員会の実施時期：各学期1回程度（Ⅵに示したとおり）
 - (3) 校内研修等の実施時期：通年・夏季休業中（Ⅸに示したとおり）
- 3 学校評価・教員評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）
 - 学校評価に、いじめの防止等の取組に係る目標を設定し、その達成状況を評価する。
 - 教員評価において、いじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。

※ 期日については、あくまでも予定であり、変更の場合がある。